

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の所管事項

福祉医療部の設置に伴い、厚生委員会の所管事項について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成三十年四月一日から施行することとした。